

道路緑化工事に関する特記仕様書

横浜市道路・交通政策局
令和8年4月

1 適用範囲

この特記仕様書は、街路樹及びその植栽地を設置又は改修する場合に適用する。

具体的には、街路樹の新植（補植を含む）、移植、撤去（伐採・抜根）、保全（土壌改良等）、及び植樹帯、植樹ます等の新設、改修を行う工事の事を言う。

2 工事仕様

(1) 本工事は、次の基準、特記仕様書等を適用する。

基準、特記仕様書等（特記のない場合は最新版を適用すること）

基準、仕様書等名称	主管局	入手先
公園緑地施設標準図集	横浜市みどり環境局	みどり環境局 Web ページ
公園緑地工事施工管理基準	横浜市みどり環境局	
公園緑地工事写真管理基準	横浜市みどり環境局	
横浜市街路樹設置基準	横浜市道路・交通政策局	発注者
道路緑地台帳作成マニュアル	横浜市道路・交通政策局	又は監督員

(2) 次の工種については、「街路樹根上がり対策工特記仕様書」（横浜市道路・交通政策局）を準用し、該当する項目を適用する。

ア エアースコップ掘削・積込工

イ 防根シート工

ウ 樹木養生（根系の切除と枝葉の剪定、治療）

エ 樹木伐採工（伐採・抜根）

※ 公園緑地施設標準図集、公園緑地工事施工管理基準、公園緑地工事写真管理基準は、みどり環境局の Web ページに PDF 形式のファイルを掲載しているため、ダウンロードして使用すること。

※ 「横浜市街路樹設置基準」及び「道路緑地台帳作成マニュアル」は、発注者、又は監督員から入手すること。

3 植栽基盤工

請負人は、設計図書等の指定のない限り、原則として次の通り施工すること。

(1) 植栽基盤下層工

ア 植栽基盤下層工は、植栽基盤上層の下部について現場発生土を耕うんするものとする。

イ 耕うんは、下層底面の指定深さまで土を掘り下げ、発生土をほぐして殻や礫、ゴミ等を取り除いた後に埋め戻すこと。

ウ 土層により土壌状態にむらがある場合は、発生土のうち良質な部分を選び埋め戻すこと。

エ 施工時に発生土が、碎石、礫、土丹、建設残材混じり土等、植栽に不適な土壌であると判明した場合は、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

(2) 植栽基盤上層工

ア 植栽基盤上層工は、植栽基盤下層の上部について客土を行う。

イ 客土材は、植物の生育に適するよう、必要に応じ物理的及び化学的に土壌改良を施した良質土とする。土壌改良材は必要量を計量し、攪拌を十分に行うこと。

ウ 施工時に、現場発生土が植物の生育に適しており夾雑物のない良質土と判明した場合は、植栽基盤上層の客土として使用することが可能だが、施工前に監督員の確認と承諾を受けなければならない。

- (3) 下層及び上層の耕うん又は客土後の土壌は、軽く押さえる程度とし、締め固めるような転圧はしないこと。
- (4) 既存樹周囲を掘削する際に、既存樹の根系（太根）が発見された場合は、2(2)ア、ウの規定に従って掘削、養生を行うものとする。

4 客土材及び土壌改良材、肥料について

請負人は、設計図書等の指定のない限り、原則として次の材料を用いること。

- (1) 客土に用いる土壌は、赤土（ローム層の深層土）に土壌改良材を混合したものとする。
- (2) 客土に用いる土壌は、設計図書に指定がある場合又は監督員の指示により、施工前に土壌のpH（H₂O）、有害物質（電気伝導度）を計測し、監督員へ報告すること。
- (3) 土壌改良材は再資源化政策の観点から、横浜市のコンポスト材（堆肥「はまっ子ユーキ」）を優先して使用する。
- (4) 堆肥「はまっ子ユーキ」の客土又は発生土に対する混合量は、ほぐし土量1m³当たり100kgとし、混合した土を地山1m³相当として扱う。
- (5) 堆肥「はまっ子ユーキ」の供給を受けられない場合は、速やかにバーク堆肥に切り替えること。バーク堆肥に切り替えた場合も混合量は同量とする。

土壌改良材名	堆肥「はまっ子ユーキ」
購入手続き先	横浜市グリーン事業協同組合 横浜動物の森公園 緑のリサイクルプラント管理事務所 TEL：958-3028 FAX：958-3029
注文方法	購入予定の1週間前までに『緑のリサイクルプラント リサイクル製品注文書』をFAXにて上記購入手続き先へ送付する。 なお、計量伝票をしゅん工図書として提出すること。
製品の供給を受けられない場合	横浜動物の森公園緑のリサイクルプラント管理事務所長から『緑のリサイクルプラント「リサイクル製品」不在庫証明書』の発行を受けること。 なお、不在庫証明書はしゅん工書類として提出すること。
製造元	横浜動物の森公園 緑のリサイクルプラント管理事務所 (横浜市グリーン事業協同組合) TEL：958-3028 FAX：958-3029
製造場所 (販売場所)	横浜動物の森 緑のリサイクルプラント 旭区上白根町1442-5 (横浜動物の森公園内)
営業日 (販売日)	土日、祝祭日、年末年始を除く平日（ゴールデンウィーク中やお盆など、その他の休業をする場合があるので、詳細は問い合わせること）
販売受付時間等	9:00～12:00、13:00～17:00 (プラント内受け渡し)
横浜市所管局	みどり環境局 公園緑地部 公園緑地維持課 TEL：671-3950 FAX：663-9171

- (6) 施肥の標準は、配合肥料N:P:K=6:4:3とし、(4)の土壌改良済みの良質土に加え、肥料5kg/m³とする。
- (7) 設計図書に製品の指定のない客土材（人工土壌等）、土壌改良材（バーク堆肥、パーライト類、珪藻土焼成粒、pH調整剤等）、肥料などを使用する場合は、施工前に品質証明書を添付した使用材料承諾願を監督員に提出すること。

5 出来形管理基準・品質管理基準・写真管理基準

各基準は、土木工事施工管理基準、及び2の公園緑地工事施工管理基準、公園緑地工事写真管理基準によるものとするが、植樹帯等の全面的植栽基盤を整備する場合（標準図集の植穴寸法によらないで植栽する場合）においては、植栽を伴う場合であっても次の基準により測定管理すること。

(1) 出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要	
工種	測定項目				
植栽基盤工	下層工	基準高	路線延長 40m に 1 箇所 (40m 以下は 2 箇所) または 1,000 m ² に 1 箇所 (1,000 m ² 以下は 2 箇所) ごとで測定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準高は、施工基面の中央を測定する。 ・植栽地が広い場合、下層を施工しない場合等については、監督員と協議すること。 	
		幅			-50 以内
		厚さ			-45 以内
	上層工	厚さ			-45 以内

(2) 出来形管理写真

工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
植栽基盤工 (下層工・上層工)	施工状況	掘削	施工状況	施工中	路線延長 40m に 1 箇所または 1,000 m ² に 1 箇所 (植栽地が広い場合は植栽基盤整備エリアごとに 1 箇所)
		埋め戻し客土 (各層ごと)	施工状況、土質等の状態	〃	〃
		客土	土壌改良材混合状況、施肥状況	〃	〃
	出来形	掘削	基準高、幅	施工後	〃
		埋め戻し	厚さ	〃	〃
		客土	厚さ	〃	〃

(3) 品質管理写真

工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
植栽基盤工 (下層工・上層工)	品質管理	客土	土壌改良材、肥料配合量	実施中	路線延長 40m に 1 箇所または 1,000 m ² に 1 箇所 (植栽地が広い場合は植栽基盤整備エリアごとに 1 箇所)

6 植物材料の選定と確認

- (1) 請負人は、歩道及び中央分離帯等の歩車道に面する場所に高木を植栽する場合、特に設計図書等の指定のない限り樹幹が直幹のものとし、建築限界に支障となる下枝がない（又は切除できる）樹形のものを選定すること。
- (2) 請負人は、植物材料については、設計図書に指定がある場合又は監督員の指示により、「土木工事共通仕様書」第1編第2章第3節第4項、及び第6編第2章第4節第2項5により、あらかじめ樹姿・樹形等と栽培地での栽培又は生育状況の確認できる写真、及び産地証明書を「使用材料承諾願」に添付し提出すること。

7 植栽位置

- (1) 請負人は、植栽位置など、現場でのとりあい等の詳細については、「横浜市街路樹設置基準」に基づき、植栽間隔や各種施設などからの離隔距離などに留意し、施工前に監督員と立ち会い確認のうえで施工すること。
- (2) 請負人は、樹木の枝葉や根系の生長を見込んで、植樹帯等の縁石（外周部）から離して植栽すること。
- (3) 請負人は、低木や地被類を中高木の周囲に植栽する場合は、樹木の深植えを避けるため、根鉢上部を避けて植えること。

8 植樹保険

請負人は、「植樹保険の取扱について」（昭和 56 年 7 月 21 日建設省緑対発 14 号建設大臣官房会計課長）の通達に基づき、植栽に係る直接工事費が概ね 50 万円以上の工事の場合、植樹保険に加入するものとする。

植樹保険に加入する場合は、下記の通りとする。

- (1) 請負人は、工事完了引き渡しの 3 週間前までに、植栽樹木等について、監督員の承諾を得て植樹保険に加入し、付保証明証を監督員に提出する。
- (2) 植栽樹木等の枯死または形姿不良の判定は、担当監督員と請負人が立会いのうえ行う。なお、植替え時期は監督員と協議のうえ決定する。
- (3) 植樹保険の付保対象は、設計図書記載の植栽樹木等のうち移植及び根回し工事、植栽材料の支給による工事、種子による緑化工事を除いたものとする。
- (4) 植栽樹木等とは、設計図書に記載されている樹木及び地被類とする。

9 道路緑地（街路樹）台帳

- (1) 請負人は、道路緑地台帳を「道路緑地台帳作成マニュアル」に基づいて作成、または修正し、しゅん工図書として検査時に 2 部提出すること。
- (2) 請負人は、街路樹改修工事の場合において、台帳を作成または修正についての方法は、事前に監督員と協議すること。

10 検査書類

完成時の検査書類は、土木工事検査書類作成マニュアルに定めるもののほか、Ⅰ、Ⅱ工事にかかわらず、次を加えるものとする。なお、工事の内容により必要のないものは省略することができる。

項目	細目	詳細	備考
施工計画書 (変更がある場合は変更施工計画書)	出来形管理計画	植栽基盤工	
	品質管理計画	植物材料の規格	
	写真管理計画	植栽基盤工	
使用材料承諾願	客土材、土壌改良材、肥料	品質証明書	
	植物材料	産地証明、樹姿・樹形等と栽培地での栽培・生育状況の写真	設計図書又は監督員の指示による
	設計図書で使用材料の指定のないもの	特殊な支柱、ツリーサークル等	
各種配合設計書・成績表等	客土材	pH (H ₂ O)、有害物質 (電気伝導度)	設計図書又は監督員の指示による (使用材料承諾願へ添付)
	土壌改良材、肥料		使用材料承諾願へ添付する
出来形管理	出来形管理表 (丁張り・寸法管理)	植栽基盤整備	

項目	細目	詳細	備考
各種伝票 (材料納入集計表)	計量伝票(客土材、土壌改良材、廃材等)、納品伝票		
施工承諾願	設計図書で施工方法の指定のないもの	支柱、植穴形状(全面植栽基盤整備の場合を除く)など	打ち合わせ記録簿でも可
品質管理	品質管理表	植物材料の規格	
植樹保険付保証書 (発注者用)			
工事写真			
道路緑地(街路樹)台帳	様式	集計表、路線データ、樹木データ、数量増減表	数量増減表は改修の場合のみ
	図面類	案内図、しゅん工図、求積図、植栽平面図、植栽関係詳細図	詳細図は必要に応じ添付